

不利益処分の内容	指定の解除		
根拠法令及び条項	鳥取市文化財保護条例第 5 条第 1 項		
担 当 課	文化財課	処分権者	教育長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 指定文化財がその文化的価値を失った場合その他特殊な事由があるときは、条例第 5 条第 1 項の規定によって指定の解除をすることができるが、その具体的な処分基準の例示は文化財という性質上困難であり、個々の文化財について文化財審議会の意見を聴いて判断する。			

不利益処分の内容	現状変更の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市文化財保護条例第 10 条第 3 項		
担 当 課	文化財課	処分権者	教育長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 現状変更の許可の取消し等は、条例第 10 条第 1 項の許可を受けた指定文化財の所有者等が同条第 2 項の規定によって付された許可の条件に従わなかったときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 故意又は悪意の有無及びその程度</li> <li>2 条件に従わないことに正当な理由がないこと。</li> </ol>			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	文化財課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 利用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第 10 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</li> <li>2 条例第 10 条第 4 号に該当する場合は、仁風閣等の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</li> </ol>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	仁風閣及び宝扇庵の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	文化財課	処 分 権 者	指定管理者
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</li> <li>2 条例第 11 条第 1 項第 9 号に該当する場合は、仁風閣等の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</li> </ol>			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例第 10 条		
担 当 課	文化財課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 12 年 7 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 利用の許可の取消し等は、条例第 10 条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第 10 条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</li> <li>2 条例第 10 条第 4 号に該当する場合は、博物館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</li> </ol>			
変更日 平成 18 年 4 月 1 日 変更日 令和 5 年 6 月 5 日			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市歴史博物館の設置及び管理に関する条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	文化財課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 12 年 7 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 行為の中止命令等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</li> <li>2 条例第 11 条第 1 項第 6 号に該当する場合は、博物館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</li> </ol>			
変更日 令和 5 年 6 月 5 日			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例第4条第2項		
担 当 課	文化財課	処分権者	教育長
設 定 日	平成16年11月1日		
<b>処 分 基 準</b> 資料館における行為の中止命令等は、条例第4条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</li> <li>2 条例第4条第1項第4号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。</li> <li>3 条例第4条第1項第5号に掲げる行為にあつては、資料館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 令和3年4月1日</p>			

不利益処分の内容	入館の制限		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例第6条		
担 当 課	文化財課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成26年4月1日		
<b>処 分 基 準</b> 展示館への入館制限は、条例第6条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第6条第1号から第3号までに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、他の利用者への影響の程度、社会一般常識を逸脱する行為等であるかその他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</li> <li>2 条例第6条第4号に該当する場合は、展示館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</li> </ol>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市青谷上寺地遺跡展示館の設置及び管理に関する条例第8条第2項		
担 当 課	文化財課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成16年11月1日		
処 分 基 準			
<p>展示館における行為の中止命令等は、条例第8条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第8条第1項1号から第3号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第8条第1項第4号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第8条第1項第5号に掲げる行為にあつては、展示館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			

不利益処分の内容	入館の制限		
根拠法令及び条項	鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例第6条		
担 当 課	文化財課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成26年4月1日		
処 分 基 準			
<p>郷土館への入館制限は、条例第6条各号のいずれかに該当する場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第6条第1号から第3号までに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、他の利用者への影響の程度、社会一般常識を逸脱する行為等であるかその他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第6条第4号に該当する場合は、郷土館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等を確保するために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市あおや郷土館の設置及び管理に関する条例第 8 条第 2 項		
担 当 課	文化財課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
<p>郷土館における行為の中止命令等は、条例第 8 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 8 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 8 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 8 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、郷土館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			

不利益処分の内容	利用の許可の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例第 11 条		
担 当 課	文化財課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
処 分 基 準			
<p>利用の許可の取消し等は、条例第 11 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 11 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 11 条第 1 項第 4 号に該当する場合は、歴史館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p>			
変更日 平成 18 年 4 月 1 日			

不利益処分の内容	行為の中止命令等		
根拠法令及び条項	鳥取市因幡万葉歴史館の設置及び管理に関する条例第 12 条第 2 項		
担 当 課	文化財課	処分権者	指定管理者
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p><b>処 分 基 準</b></p> <p>因幡万葉歴史館における行為の中止命令等は、条例第 12 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第 12 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</li> <li>2 条例第 12 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。</li> <li>3 条例第 12 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、因幡万葉歴史館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。</li> </ol> <p style="text-align: right;">変更日 平成 18 年 4 月 1 日</p>			